

仕様書(文化財保護)

群馬県農業技術センターにおいて、文化財保護法第94条第1項にかかる立会調査のため、「令和7年度農業技術センターイチゴ試験研究スマート農業化拠点整備工事」の契約者に、農業ハウス施工前の農業技術センター内土地における掘削工事を依頼する。

[内容]

農業ハウスの新築工事に当たり、通常の施工と同様にハウス基礎部分の掘削を行う。その際に群馬県文化財保護課の立会いのもと、文化財保護に関する調査を行う。なお、契約者の作業は通常の掘削のみであり、調査に係る作業はないものとする。

[期間]

ハウス施工前の7日間を予定（調査日：5日、予備日：2日）。
時間は平日の8時30分から正午まで、及び午後1時から午後5時の間とする。
なお、日程は発注者と契約者が協議の上、決定することとする。

[費用]

工事費に係る費用は「令和7年度農業技術センターイチゴ試験研究スマート農業化拠点整備工事」の工事費用に含むものとする。

[留意点]

- ・契約者が使用するバックホウは必ず平爪タイプ、あるいはツース盤を着用のものとする（図1）。標準バケットは遺構を破壊する恐れがあるため、使用不可。
- ・その他、本内容に記載していない事項は両者の協議によって決定するものとする。

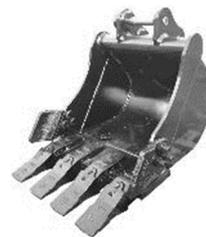
[経緯]

令和6年10月15日に群馬県農業技術センター内のハウス建設予定地の試掘を行った結果、土地の一部で文化財の遺構が確認された。これを受けて、伊勢崎市教育委員会及び群馬県文化財保護課より遺構の保護又は立会調査が求められていたため、今回、群馬県文化財保護課による工事立会調査を行うものである。

(図1)立会い調査に使用する油圧ショベルのバケットについて(例)



○使用可
平爪タイプ



×使用不可
標準バケット

埋蔵文化財の立会調査に伴う土木機械(バックホウ)等の 賃貸借仕様書(農業技術センター)

本仕様書は、令和7年度に群馬県が実施する埋蔵文化財の立会調査の現場において使用する土木機械（以下「バックホウ」という。）の作業依頼に関し、依頼人（群馬県知事 山本 一太）を甲とし、「令和7年度農業技術センターイチゴ試験研究スマート農業化拠点整備工事」の契約者を乙として諸事項を定めるものである。

第1条（賃貸借料、回送料等）

- (1) 乙は、甲が実施する埋蔵文化財の立会調査のため、甲が指示する日時及び現場において、乙が所有するバックホウで掘削工事を行うものとする。
- (2) 作業日は1日単位とし、稼働時間を4時間以上8時間以内とする。
- (3) バックホウは、排出ガス対策型（第2次基準値）とする。
- (4) バックホウによる作業で生じる費用やバックホウの運搬費等の諸経費は、甲と乙が契約を行う工事費用に含めるものとする。

第2条（保管責任等）

作業中のバックホウの保管責任は、乙にあり、滅失・毀損を生じた場合は、すべて乙の負担とする。

第3条（権利義務譲渡の禁止）

乙は、この仕様書に基づく契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承してはならない。

第4条（契約期間）

この仕様書に基づく契約の期間は、契約締結日から令和8年2月20日までとする。

第5条（その他）

この仕様書に定められていない事項については、甲・乙協議により定めるものとする。